

令和4年度「鳥取県補助金等審査会及び鳥取県表彰・認定等審査会（令和新時代創造県民運動推進委員会）」  
公募委員募集要綱

1 目的

令和新時代の新たな住民参加型運動として、若者を中心としたあらゆる年代や主体が地域をよくするために行う活動や、クラウドファンディング等の新たな方式で多くの人の共感を得て行う活動「令和新時代創造県民運動」において、鳥取県が行う事業に係る審査・指導・助言等により運動の推進を支援する。

2 公募委員の役割

公募委員は、鳥取県補助金等審査会及び鳥取県表彰・認定等審査会（以下「委員会」という。）に出席し、他の委員と共に令和新時代創造県民運動の推進に関する事項について、審査・協議・検討する。

3 募集内容

公募委員の募集に当たっては、次のとおりとする。

(1) 応募資格

次の全ての要件を満たすこと。

- ア 鳥取県内における住民団体やNPO等の多様な主体による地域づくり活動の促進に意欲・関心があり、委員会において公平・公正な立場で意見を述べられること。
- イ 県内在住又は在勤で満18歳以上（令和4年4月1日現在）であること。（未成年の場合、保護者等の同意があること。）
- ウ 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条に基づき設置される附属機関の委員でないこと。（鳥取県所管の他の附属機関の委員との兼務は不可。）
- エ 委員会に出席できること。（ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。）
- オ 地方公務員法第16条（欠格事項）に該当しないこと。
- カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
- キ 鳥取県議会議員及び鳥取県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でないこと。

(2) 応募方法

所定の応募様式により、募集期間内に鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課（以下「県民参画協働課」という。）に必要事項を記載した書類を持参、郵送又は電子メールのいずれかによって提出すること。  
なお、未成年の場合は、保護者等の同意書（任意様式）も合わせて提出すること。

(3) 募集人数（任命予定人数）

公募する委員は1名とする。

(4) 募集期間

令和3年12月17日（金）から令和4年1月31日（月）午後5時（必着）までとする。

(5) 公募委員の任期

令和4年4月1日から3年（予定）

4 委員の決定

公募委員の決定に当たっては、次のとおりとする。

(1) 決定方法

応募書類による書類選考によって決定する。

(2) 応募者がいない場合等の取扱い

再募集は行わない。

5 選考結果の通知

選考結果については、応募者全員に郵送等で通知する。

6 その他

- (1) 応募に際して提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。また、提出された書類は返却しないこととする。
- (2) 委員会は公開（一部非公開）で行うため、公募委員は委員への就任に当たっては、個人情報を除き、氏名や役職、委員会での発言等を公開することに同意されたものとする。
- (3) 公募委員として委員会に参加する場合、県の規定に基づき、報酬と交通費を支給する。
- (4) 委員に就任した場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (5) その他、公募に関する具体的な手続きについては、県民参画協働課が作成する。

附 則

この要綱は、令和3年12月17日から施行する。